

令和元年度第6回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和元年度第6回仁淀川町農業委員会定例総会を令和2年3月26日仁淀川町役場3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 11名

欠席委員 3名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第12号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第13号…下限面積の設定について

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和元年度第6回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は11名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(3番●●委員 5番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第12号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第28号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 219 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月19日事務局の●●と現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。
以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第29号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳 ●●
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●
土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 281 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月23日事務局の●●と現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達している

ことを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 30 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 489 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月13日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 31 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は 仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 56 m²

●●字●● ●●番● 面積 128 m²

●●字●● ●●番● 面積 349 m²

●●字●● ●●番● 面積 81 m²

●●字●● ●●番● 面積 40 m²

●●字●● ●●番● 面積 85 m²

合計面積 739 m²地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

●●委員欠席の為、事務職が説明

3月18日事務局の●●の2人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第32号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積88㎡

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

3月17日事務局の●●の2人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 13 号

下限面積の設定について)

〔事務局 ●●説明〕

(設定理由)

「農業委員会の適正な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局通知) が平成 22 年 12 月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要がでてきたため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、また Uターン・Iターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 20 条第 2 項の規定により、平成 22 年 1 月 27 日に下限面積を 30 アールから 10 アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われまます。

下限面積の設定 10 アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

なし

以上で令和元年度第 6 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 10 時 00 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●